

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
64	養育支援訪問（家事援助）事業【意見10】 支援先への委託料の見直しについて 【現状の問題点】 現状は、本事業を実施できる事業者が不足している状態であり、状況が継続する場合には、本事業を継続的かつ安定的に運営することが困難になる。 【解決の方向性】 費用面が原因で事業者が受託意向を示さないことが予想される場合には、予算の範囲内で事業運営に係る委託費を見直し、受託意向のある事業者が増加する様な状況をつくる必要がある。	令和 7 年度中に県内市町村や同規模の自治体の委託料についてさらなる調査研究を行い、委託料の見直しを検討してまいります。 （子ども青少年課）	○措置済 令和 7 年度に、県内市町村及び東北地方の中核市を対象に照会を実施し、委託料の見直しについて検討しました。 その結果、委託料を高く設定している自治体の多くが利用者負担金を徴収していることを把握しましたが、本市においては、ネグレクトの改善及び予防を目的としていることから、対象者に負担を求めることは適さないと判断し、現時点では委託料の見直しは行わないこととしました。 （こども家庭センター※） ※R6年度からこども家庭センターへ事業移管 ※法改正に伴い、事業の名称を令和 6 年度から「子育て世帯訪問支援事業」に変更

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
145	就学援助事業【意見27】 クラブ活動に係る用品購入一覧表（学校購入分）に添付する領収書等について 【現状の問題点】 学校が用品を購入した場合には領収書等の外部証憑の添付を必須とはしていないため、内容の正確性について必ずしも十分に確認できているとは言い難い。 【解決の方向性】 例えば当該一覧表において一定金額以上の対象経費について外部証憑と照合するなどして、確認作業に係る事務処理の効率化も考慮しつつ内容の正確性を確認すべきである。	学校が用品を購入した場合の購入一覧表に係る正確性の確認については、事務の効率化を図りながら正確性を担保するため、領収書のデータ保存などの方法について学校と協議のうえ検討してまいります。 （学務教職員課）	○措置済 購入経費に係る内容の確認については、領収書等の外部証憑の添付を必須とします。 しかしながら、用品の購入にあたっては、父母会が学校に代わって購入する場合もあることから、保護者等に対し、領収書の保管及び提出について周知を行うための期間が必要であると考えます。 このため、令和 9 年度申請分から領収書等の添付を必須とすることとし、令和 8 年度を周知のための準備期間とすることとし、対応を進めてまいります。 なお、本変更に伴い事務処理の円滑な運用に支障が生じることも懸念されることから、やむを得ない事情により添付が困難な場合には、個別に相談のうえ、対応してまいります。 （学務教職員課）

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
145	就学援助事業【意見28】 校外活動費の支給対象範囲について 【現状の問題点】 校外活動を実施するうえで不可避の経費について、取扱要領に明記されていないことを理由に支給対象経費から除外されていた。 【解決の方向性】 取扱要領の支給対象を限定的に解釈することなく、実質的に取扱要領に該当する対象経費が他にもないかを慎重に検討し、本事業の目的である経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者の経済的負担を軽減できるようにすべきである。	校外活動の対象経費については、国の要保護児童生徒援助費補助金の取扱いに準じていることから、他市町村の支給状況や県への確認を行いながら検討してまいります。 (学務教職員課)	○措置済 校外活動費経費のうち乗務員費について、県に対し補助対象経費の範囲を照会したところ、「直接必要な交通費及び見学料」が補助対象であり、「均一に負担すべきこととなる費用」は含まれない旨の回答がありました。 当該経費は、特別支援教育就学奨励費においても対象外とされていることから、校外活動経費の支給対象範囲については現行どおりとし、個別具体的な相談があった場合には、状況に応じて判断してまいります。 (学務教職員課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。